

川崎市議会議員(麻生区選出、無所属)

月本たくや

レポート【第 41 号】

月本たくやレポート編集部

〒215-0024 川崎市麻生区白鳥 2-3-2 K コーポ白鳥 103

TEL : 044-986-6010 FAX : 044-330-1563 Email : mail@tsukimoto.info



緑のある豊かな住環境づくり

～市民主体・市民参加方の緑の維持と再生を目指して～

✓河川の再生とまちづくり

川崎市にはたくさんの河川がありますが、国が直轄管理する一級河川（一部指定区間は県管理）から、市町村が管理する準用河川や普通河川があります。その他に、川崎市にはありませんが県が管理する二級河川があります。

河川と地域の関係性では、大きな河川は、河川敷を活用するケースがありますが、身近にある準用河川や普通河川は、安全対策による整備が中心になっていることが多く、魚が住めない河川になっているケースもあります。

太古の昔より、人々は河川を中心にまちづくりを進めることが多く、四大文明も大河が中心になっています。四大文明のような大きなものではなくても、人々の暮らしと河川の関係は密接ものでした。現在は、飲用も生活用も上水道により提供されていますが、水は我々人間だけでなく、あらゆる生物にとっても必要なもので、文明が発展したのも河川が持つ力が発するものでした。

例えば、麻生区には、準用河川や普通河川として、片平川、麻生川、真福寺川、三沢川、早野川、平瀬川支川が流れています。麻生川は麻生観光協会を始めとした地域のみなさまにより、素敵な桜並木が維持されています。片平川は麻生スポーツ健康ロードが整備されています。それぞれの地域の特性に応じ、河川が中心となって発展してきたまちの環境を維持し、自然を再生していくことも大切です。

議会質問に対し、川崎市は、「河川再生は大規模修繕の機会に検討する」という方針ですが、私は修繕以外に、河川に関わる地域の「再開発等の機会を捉え再生整備を検討すべき」と提案しています。

✓身近な公園のネーミングライツ

川崎市内の多くの公園では、管理運営協議会や愛護会で管理されています。管理運営協議会や愛護会は、市から報奨金を受け、管理経費に充てているものの、公園の活性化につなげる資金源にまでは至っていないのが実情です。

公園の活用は、子育て、地域安全、防災対策、世代間連携などにつながるイベントの開催を始め、地域社会における拠点形成をはかることができます。言い換えれば、公園という拠点は、身近で顔の見える関係をゆるやかに構築できる可能性を持っています。

そこで、イベントを始めとした、公園の活性化にかかる資金の調達をすべきで、その一つの手法として、身近な公園へのネーミングライツ（命名権）を提案しました。

川崎市内の大規模公園での導入事例があり、川崎球場が「富士通スタジアム」という愛称で使用されています。その他にも、大規模施設だけでなく、歩道橋のネーミングライツも導入されています。

そこで、公園の活動活性化の一つの手法として、中小規模の身近な公園へのネーミングライツの導入を市に提案したところ、前向きな答弁がありました。身近な公園のネーミングライツに参加する団体は、公園付近に所在する可能性が高いため、企業市民としての地域参加に結び付けられることも期待できます。

✓ 民有地の倒木対策について

昨年の我が国は、台風・地震・豪雨などの災害が続いた一年でした。川崎市では台風の影響を大きく受け、被害も出ています。

成長し過ぎた樹木が倒れ、被害を受けるケースも多く、倒木対策が必要になっています。川崎市が所有する街路樹や公園の樹木については、数年前から倒木被害があったため、市の計画的な管理が始まっています。

他方、民有地での倒木対策は、個人資産で個人の責任により管理されるべきものゆえに、行政として介入しづらいのが実情です。

例えば、空家の敷地にある危険な樹木については、空家対策のルールに則れば、行政代執行と言う形で木を切ることも可能です。しかし、空家の敷地内ではない民有地の倒木対策は、危険と推察した場合に、所有者に連絡することぐらいしかできないのが実情です。

今回の議会質問により、特別緑地保全地区等に指定されているケースで民有地の場合、所有者の管理の中で、倒木対策も考えるよう、アドバイスの手法を検討していくとのことになりました。

ただ、空家でもなく、緑地指定されているケースでもない場所にある私有地の樹木が管理できない規模になった場合は、所有者以外が手を加えることができません。

昨今、「終活」の話題が出ますが、「転ばぬ先の杖」ならぬ、「樹木が転ばぬ先の対策」として、自らの資産の管理として倒木対策は、次に続く世代のためにも、啓発が必要で、今回の質問がその意識付けにつながったと思います。

✓ 光触媒の活用について

昨年 1 1 月、川崎市議会議場において、東京理科大学名誉教授の藤嶋昭先生の「名誉市民章」贈呈式が開催されました。藤嶋先生の発見された光触媒は、光触媒コーティングにより、看板、外壁等の防汚、空気を浄化する効果もあり、環境にやさしく、様々な場所に活用できます。

まずは教育機関での活用です。藤嶋先生は、教育委員もつとめられ、理科教育にも熱心で、学校施設へ光触媒の活用は、環境対策だけでなく、科学教育にも結び付きます。現在、一部の市立学校の外壁やガラス面、かわさき宙と緑の科学館自然学習棟のガラス面などに活用されていますが、一部に過ぎないので、積極的な活用を求めました。

次に一般的な利用です。光触媒は、たくさんの場面で活用が期待されますが、市内外への啓発の機会が必要です。

川崎市では、国産木材の利用促進が始まったときは、市内の国産木材利用事例マップを作成しましたが、市民や企業が身近に知る機会を作るべきで、区役所等へのパネル展示を始めとした啓発を提案しました。

また、市内中小企業による普及拡大も大切です。市は中小企業の光触媒製品開発の際の補助メニューや企業間のマッチングを行っています。そこで、中小企業にとって光触媒を使用した際の技術や性能の試験だけでなく、長期使用した場合の予測を公的研究機関が示していくことも一助となります。ゆえに、様々な機関が連携し、中小企業の製品開発と性能評価やそれに伴う技術見解の支援も行うべきと提案しています。

月本たくやの日常の活動を SNS で！



個人版

takuya.tsukimoto



FB Page

@Tsukimoto.Office



@Tsukimoto_Info



tsukimoto_takuya



月本たくやプロフィール

昭和 53 年 大阪府豊中市生まれ。神奈川大学法学部法律学科卒業後、建築設備メーカーに就職。

川崎市長政務秘書、衆議院議員公設秘書（麻生区・国会担当）等を経て、平成 23 年川崎市議会議員初当選。交渉会派団長、議会運営委員会委員、川崎市農業委員（議会推薦）等を経て、平成 25 年 5 月より無所属。平成 27 年川崎市議会議員当選。

現在 川崎市議会議員（麻生区選出、当選 2 回） 文教委員会委員 神奈川県クッブ協会代表理事

NPO 法人防犯ネットワーク理事・麻生区支部長 川崎市麻生区男子ソフトボール連盟副会長

川崎白百合ライオンズクラブ前会長 五力田町内会地区長 麻生区白鳥在住

趣味：KUBB（スウェーデン発祥のスポーツ、日本クッブ協会認定普及指導員）

月本たくや事務所

麻生区白鳥 2-3-2 K コーポ白鳥 103

TEL 044(986)6010 FAX 044(330)1563

月本たくや

検索

